



地域社会や環境との共生に関する取組

防衛省・自衛隊の様々な活動は、国民一人一人、そして、地方公共団体などの理解と協力があってはじめて可

能となるものであり、地域社会・国民と自衛隊相互の信頼をより一層深めていく必要がある。

第1節 地域社会との調和にかかる施策

国家防衛戦略では、自衛隊と在日米軍が、平素からシームレスかつ効果的に活動できるよう、自衛隊施設や米軍施設周辺の地方公共団体や地域住民の理解と協力をこれまで以上に獲得していくこととしている。

このため、日頃から防衛省・自衛隊の政策や活動、在日米軍の役割について積極的な広報を行い、地元に対する説明責任を果たしながら、地域の要望や情勢に応じた調整を行っていくこととしている。また、騒音などへの対策を含む基地周辺対策事業についても、わが国の防衛

への協力を促進するという観点も踏まえ、引き続き推進することとしている。

また、地域によっては、自衛隊の部隊の存在が地域コミュニティの維持や活性化に大きく貢献し、あるいは、自衛隊による急患輸送が地域医療を支えている場合があることから、部隊の廃止・改編や駐屯地・基地などの配置・運営にあたっては、地方公共団体や地域住民の理解を得られるよう、地域の特性にも配慮することとしている。

1 民生支援活動

防衛省・自衛隊は、地方公共団体や関係機関などからの依頼に基づき、様々な分野で民生支援活動を行っている。これらの活動は、自衛隊への信頼をより一層深めるだけでなく、隊員にとっても誇りと自信を与えるものとなっている。

陸自は、全国各地で発見される不発弾などの処理にあたっており、2024年度の処理実績は1,273件（約37.2トン）で、このうち沖縄県での処理件数は全体の約34%を占めている。海自は、機雷などの除去・処理を行っており、2024年度の処理実績は、1,249個（約2.2トン）

であった。

また、一部の自衛隊病院¹や防衛医科大学校における一般診療、離島の救急患者の緊急輸送などにより、地域の医療を支えているほか、国民体育大会などの運動競技会においても、輸送などの支援を行っている。加えて、駐屯地や基地の記念行事などにおいては、部隊の活動に支障のない範囲で一般開放するなど、地域住民との交流にも努めている。

さらに、地域の企業との取引に際しては、国などの方針²を踏まえ、分離・分割発注³の推進や同一資格等級区



資料：防衛省における地域社会との協力について

URL：<https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/sesaku/index.html>

- 1 一般診療を行っている自衛隊病院は、2025年3月31日現在、自衛隊中央病院、自衛隊札幌病院、自衛隊仙台病院、自衛隊入間病院、自衛隊横須賀病院、自衛隊富士病院、自衛隊阪神病院、自衛隊福岡病院。
- 2 令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和6年4月19日閣議決定）
- 3 例えば、一般競争入札に付す際に、商品などを種類ごとにグルーピングし、そのグループごとに落札者を決定する方法。

分内の者による競争の確保⁴、オープンカウンター方式⁵などを導入し、効率性にも配慮しつつ、地域の中小企業の受注機会の確保を図るなど、地域経済に寄与する各種施策を推進していく。

☐ 参照 資料74（市民生活の中での活動）



不発弾（250kg爆弾）を処理する隊員（沖縄県那覇市）（2024年9月）

2 地方公共団体などによる自衛隊への協力

(1) 自衛官の募集と再就職支援への協力

厳しい募集、雇用環境のなか、質の高い人材を確保し、比較的若い年齢で退職する自衛官の再就職を支援するためには、地方公共団体や関係機関の協力が不可欠である。

(2) 自衛隊の活動への支援・協力

自衛隊の駐屯地や基地は、地域社会と密接なかかわり

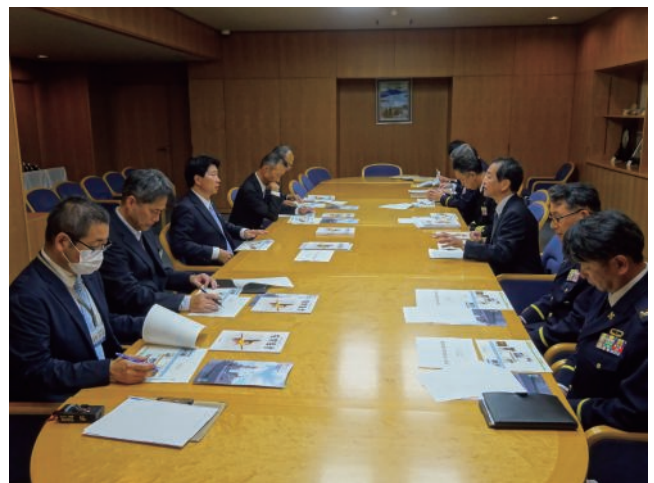
を持っており、自衛隊が教育訓練や災害派遣などの活動を行うためには、地域の方々の理解や支援、協力が不可欠である。国際平和協力業務などで国外に派遣される部隊は、地域の関係機関から派遣にかかる手続の支援や協力を受けている。

また、各種事態において自衛隊が迅速かつ確実に活動を行うため、平素から地方公共団体、警察・消防機関といった関係機関と連携している。

3 地方公共団体と地域住民の理解と協力を得るための施策

全国8か所に設置されている地方防衛局は、自衛隊の部隊や地方協力本部などと連携し、それぞれの地域との協力関係の構築に努めている。2024年度は、日米共同訓練をはじめとする各種訓練や、米海兵隊無人機MQ-9の嘉手納飛行場（沖縄県）への一時展開、在沖米海兵隊要員のグアム移転開始などについて、地元説明を行った。また、防衛政策全般に対する理解促進のため、地域住民を対象とした防衛問題セミナーの開催や地方公共団体などに対して防衛白書などの説明を行った。

☐ 参照 図表V-2-1-1（地方防衛局などが行う施策）



地方防衛局による岡山県知事への防衛白書の説明（2024年11月）

⁴ A～D等級に分類された入札参加資格のうち、中小企業が多くを占めるCまたはD等級のみで競争することとしている。

⁵ 発注者が見積りの相手方を特定せず、調達内容などを公示し、参加を希望する者から広く見積りを募る方式。

図表V-2-1-1

地方防衛局などが行う施策

1 各種事業を円滑に実施するための地元調整にかかる施策

自衛隊の部隊改編など・米軍の訓練などにかかる地元調整

2 自衛隊などがかわる事件・事故への対応にかかる施策

自衛隊などと連携を図り地方公共団体などへの情報提供などの必要な協力

3 各種事態への実効的な対処を行うために実施する施策

大規模災害などにおける自衛隊や地方公共団体への必要な支援・訓練への参加

4 広く防衛政策についての理解を得るために実施する施策

地方公共団体や地域住民を対象とした防衛白書の説明・防衛問題セミナーなどの実施

4 防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策**1 防衛施設⁶の特徴と周辺地域との調和関連事業****(1) 周辺対策事業など**

防衛施設は、用途が多岐にわたり、広大な土地を必要とするものが多い。また、日米共同の訓練・演習の多様性・効率性を高めるため、2025年1月1日現在、在日米軍施設・区域（専用施設）の土地面積のうち約29%、76の専用施設のうち30施設を日米地位協定に基づき自衛隊が共同使用している。一方、多くの防衛施設の周辺地域で都市化が進み、防衛施設の設置や運用が制約されるという問題が生じているほか、航空機の頻繁な離着陸による騒音などが、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすという問題もある。

防衛施設は、わが国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として欠くことのできないものであり、その機能を十分に発揮させるためには、防衛施設と周辺地域との調和を図り、地域住民の理解と協力を得て、常に安定して使用できる状態に維持することが必要である。

このため、防衛省はこれまで、環境整備法⁷などに基づ



民生安定施設助成事業で整備された道路「喜友名23号線」（沖縄県宜野湾市）

き、自衛隊や米軍の活動あるいは飛行場をはじめとする防衛施設の設置や運用により、その周辺地域において生じる航空機騒音などの障害を緩和するなどの措置を講じてきた。例えば、公共施設や農業・漁業用施設などの民生安定施設⁸の整備に対する補助や、生活環境などに及ぼす影響が特に著しい防衛施設の周辺自治体に対する特定防衛施設⁹周辺整備調整交付金の交付などを行ってい

⁶ 防衛施設は、自衛隊施設と在日米軍施設・区域に分けられる。用途としては、演習場、飛行場、港湾などがある。

⁷ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

⁸ 公園、道路、体育館、公民館、ごみ・し尿処理施設などの生活環境施設や、農業用、漁業用施設などの事業経営の安定に寄与する施設。

⁹ ジェット機が離発着する飛行場や、砲撃が行われる演習場、港湾など、その設置または運用が周辺地域の生活環境や開発に著しい影響を及ぼしている防衛施設。

る。なお、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、施設整備だけでなく、医療費助成などのいわゆるソフト事業にも活用されている。

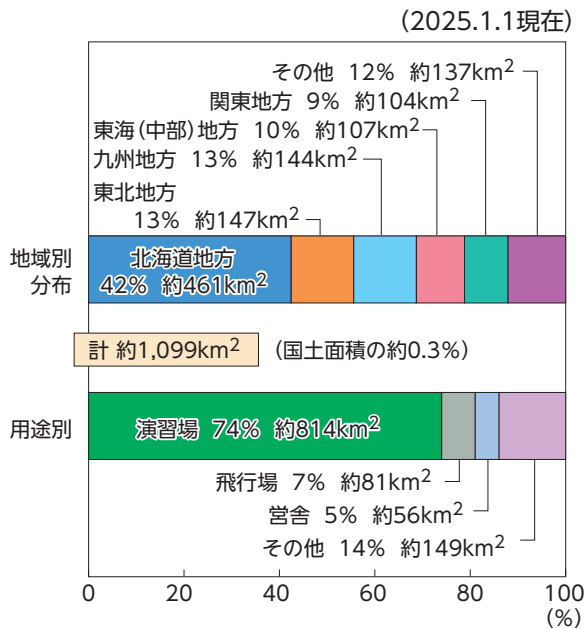
2023年には、特定防衛施設の運用の態様やそれに伴う周辺地域への影響にきめ細かく対応するために、特定防衛施設周辺整備調整交付金の算定における評価事項を見直すとともに、訓練の多様化などを踏まえて、特定防衛施設以外の防衛施設などにおける自衛隊や米軍などの訓練を対象とする訓練交付金を創設した。

その後も、民生安定施設の助成内容を拡充するなど、自衛隊などの運用や地域への影響といった実状を踏まえ

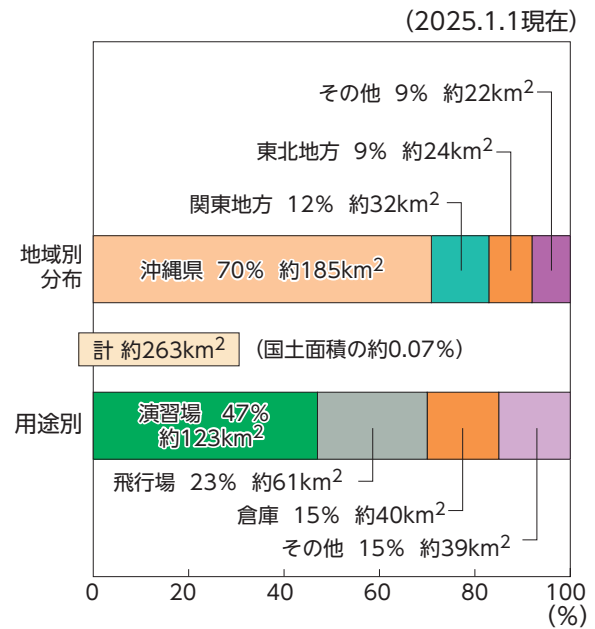
た制度の改正を行っており、防衛施設と周辺地域との調和を図るために、地元からの要望などを踏まえ、より実態に即した効果的かつ効率的な施策を引き続き検討している。

参照 図表V-2-1-2（自衛隊施設（土地）の状況）、図表V-2-1-3（在日米軍施設・区域（専用施設）の状況）、図表V-2-1-4（在日米軍施設・区域（専用施設）の自衛隊との共同使用状況）、図表V-2-1-5（2025年度基地周辺対策費（契約ベース））、資料75（在日米軍施設・区域（共同使用施設を含む。）別一覧）

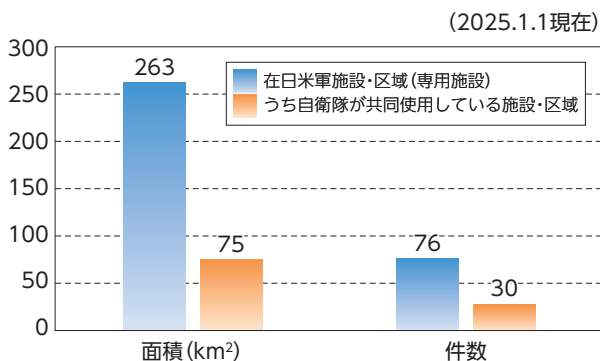
図表V-2-1-2 自衛隊施設（土地）の状況



図表V-2-1-3 在日米軍施設・区域（専用施設）の状況



図表V-2-1-4 在日米軍施設・区域（専用施設）の自衛隊との共同使用状況



図表V-2-1-5 2025年度基地周辺対策費（契約ベース）

(単位: 億円)

事 項	本土分	沖縄分
障害防止事業	102	13
騒音防止事業	715	156
移転措置	55	1
民生安定助成事業	223	197
道路改修事業	71	18
周辺整備調整交付金	225	39
その他事業	20	7

(2) 在日米軍再編を促進するための交付金など

再編交付金¹⁰は、在日米軍の再編が行われる前後の期間において、地域住民の生活の利便性向上や産業の振興に寄与する事業¹¹の経費にあてるため、防衛大臣が再編関連特定防衛施設と再編関連特定周辺市町村を指定した後、在日米軍の再編に向けた措置の進み具合などに応じて交付されるものである。

2025年4月現在、7防衛施設11市町村が再編交付金の交付対象となっている。そのほか、在日米軍再編を促進するため、予算措置による追加的な施策も行っている。

 **参照** 資料76（防衛施設と周辺地域との調和を図るための主な施策の概要）

(3) その他の措置

ア 漁業補償

防衛省は、自衛隊または在日米軍が海などの水面を使用して行う訓練などに際し、法律または契約により漁業を制限する水域を設定するとともに、これに伴う損失を補償している。

イ 基地交付金など

防衛省は、防衛施設に関する総務省所管の交付金の制度である国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）や施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）についても、情報提供などの協力を行っている。

基地交付金は、米軍や自衛隊が使用する飛行場などの施設が市町村の財政に著しい影響を与えていることから、固定資産税の代替的なものとして市町村に対して交付されるものである。

調整交付金は、米軍の資産に対する固定資産税や、米軍の軍人などの市町村民税などが非課税であることから、市町村に対して交付されるものである。

2 在日米軍の駐留に関する理解と協力を得るための取組

わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増すなか、在日米軍のプレゼンスとその即応性の維持は、わが国の安全を確保するうえで極めて重要な要素である。在日米軍が安定して駐留するためには、米軍施設周辺の地方公共団体や地域住民の理解と協力を得ることが不可欠であることから、様々な取組を行っていく必要がある。

(1) 在日米軍の部隊運用に関する地方公共団体などとの調整

防衛省では、在日米軍再編や在日米軍の訓練、部隊の展開、新規装備品の配備などに際し、関係する地方公共団体や地域住民に対して事前に説明するなど、在日米軍施設の維持や部隊運用に対する地元の理解の促進に努めている。

在日米軍においても、2024年11月、嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会（三連協）を構成する沖縄県の各市町長（沖縄市、嘉手納町、北谷町）^{か で な ちやう ちやたんちやう}に対し、第18航空団司令官（嘉手納）が、新たに導入した嘉手納飛行場における航空機の騒音軽減対策について説明するなど、地元の理解の促進に努めている。

(2) 地域住民の安全確保など

在日米軍の活動にあたっては、地域住民の安全確保が大前提である。政府としては、首脳や閣僚レベルを含め、米側に対し、わが国の考え方をしっかり伝え、日米両国で協力して、地域住民の安全確保を最優先に取り組んでいる。

防衛省は、米軍機の墜落、部品落下・遺失などが発生した際には、米側に対し、速やかな情報提供、安全管理や再発防止の徹底などを求め、得られた情報は直ちに関係自治体などに説明しているほか、生じた被害が迅速かつ適切に補償されるよう措置している。

また、日米両国は、米軍機が日本国内の米軍施設・区



資料：補助金・交付金

URL：https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/sesaku/hojokin_jigyo.html

¹⁰ 令和7（2025）年度予算では約54億円。

¹¹ 具体的な事業の範囲は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令第2条において、教育、スポーツおよび文化の振興に関する事業など、14事業が規定されている。

域の外で墜落などした場合に備え、航空機事故に関するガイドライン¹²を定め、迅速かつ的確に対応することとしている。

さらに、米軍人などによる飲酒に起因する事件・事故については、防衛省は、米側に対して、あらゆる機会を通じて、綱紀粛正や再発防止、隊員教育の徹底を申し入れている。

在日米軍は、夜間外出規制措置などを含む勤務時間外行動の指針（リバティ制度）を見直し、全軍種の軍人に対し公共の場での飲酒制限を設けるなどの対策を行っている。米側において、こうした措置が着実に実行され、事件・事故の再発防止につながることが重要である。

(3) 米軍オスプレイの墜落事故

2023年11月、屋久島沖合において、米空軍CV-22（オスプレイ）が墜落し、乗員8名が死亡した。

その後、2024年3月のオスプレイの運用再開と同年8月の事故調査報告書の公表に際して、防衛省は、事故原因と原因に対応した各種の安全対策を講じることで、同様の事故を予防し、対処することができるといった点について、30以上の自治体を直接訪問して説明するなど、丁寧な説明や適切な情報提供を行い、地域の方々の不安や懸念の払しょくに努めている。

参照 Ⅲ部2章5節2項7(2) (MV-22（オスプレイ）などの訓練移転）、資料34（米軍オスプレイのわが国への配備の経緯）

(4) 在日米軍と地域住民の交流の促進

防衛省では、日米の相互理解を深める取組として、地方公共団体と米軍の理解と協力を得ながら、在日米軍施設・区域周辺の住民と米軍関係者がスポーツ、音楽、文化などを通じて交流を行う日米交流事業を開催している。

また、在日米軍においても、基地の開放（フレンドシップデー）やホームページ・SNSを活用した情報発信など、地域の方々との相互理解を深めるための取組を行っている。



在日米軍と地域住民の交流（沖縄アリーナ合同コンサート）
（沖縄県沖縄市）（2024年9月）

5 国家行事への参加

自衛隊は、国家行事において、天皇や国賓などに対し、儀じょう、と列、礼砲などの礼式を行っている。特に、諸外国の国賓や公賓などがわが国を訪問した際の歓迎式典などにおいて行う儀じょうは、国際儀礼上欠くことのできない行為である。



儀じょうを受ける石破総理とフィンランド共和国ペッテリ・オルポ首相
（総理大臣官邸）（2024年12月）【内閣広報室提供】

¹² 日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン

6 南極地域観測に対する協力

自衛隊は、わが国の政府が行う南極地域における科学的調査に対し、調査が再開された1965年から海自の砕氷艦を派遣し、2009年以降は砕氷艦「しらせ」（2代目）により、人員や物資の輸送、その他の協力を行っている。

2024年11月から2025年4月の第66次南極地域観測協力においては、往復で131名の人員輸送、現地への約1,070tの物資輸送、艦上観測支援、野外観測支援、基地設営支援を行った。

なお、2025年、海自の南極地域観測に対する協力は60周年を迎えた。

 参照 資料77（南極地域観測協力実績）



砕氷艦「しらせ」

7 部外土木工事の受託

自衛隊は、訓練の目的に適合する場合に、国や地方公共団体が行う土木工事などの施工を受託している。陸自は、創隊以来8,273件の部外土木工事を受託しており、こうした活動により地域の災害対策などに貢献すると

もに、地域との連携を強化している。

 参照 資料78（部外土木工事の実績）

8 その他の取組

1 自衛隊機・米軍機に対するレーザー照射や風揚げによる妨害事案への対応

飛行中の自衛隊機や米軍機に対するレーザー照射や風揚げによる妨害事案が発生している。これらは、パイロットの操縦を妨げるものであり、墜落などの大惨事をもたらしかねない大変危険で悪質な行為である。そのため、関係する地方公共団体の協力を得て、ポスターの掲示などにより、このような妨害行為の危険性などを周知するとともに、警察への通報についても協力を依頼している。

なお、2016年に航空法施行規則が改正され、このような妨害行為が規制対象とされるとともに、罰金などが科せられることとなった。

2 防衛施設の上空とその周辺における小型無人機などの飛行への対応

近年、民生用を含むドローンを用いたテロ事案やテロ未遂事案が各国で発生しており、それらの中には軍事施設を対象としたものも含まれている。わが国においても自衛隊の施設や在日米軍の施設・区域に対するドローンを用いたテロ攻撃が発生する可能性があることから、



資料：小型無人機等飛行禁止法について

①自衛隊の対象防衛関係施設の一覧

URL：https://www.mod.go.jp/j/presiding/law/drone/list.html

②在日米軍の対象防衛関係施設の一覧

URL：https://www.mod.go.jp/j/presiding/law/drone/list_zaibeigun.html



2019年、改正小型無人機等飛行禁止法が施行され、防衛大臣が指定する自衛隊の施設や在日米軍の施設・区域の上空とその周辺において、小型無人機などの飛行が禁止されることとなった。これにより、2025年4月1日現在、主要部隊司令部などが所在する306の自衛隊の施設と63の在日米軍施設・区域が対象施設に指定されている。

3 重要土地等調査法¹³などに関する対応

防衛省は、2013年に策定された前国家安全保障戦略において、わが国の安全保障の観点から防衛施設周辺における土地利用などのあり方について検討することとされたことを踏まえ、2013年度から防衛施設に隣接する土地所有の状況について調査を行ってきた。

また、内閣府は、2022年に全面施行された重要土地等調査法に基づき、安全保障上重要な施設（重要施設¹⁴）の周辺や国境離島などを注視区域¹⁵や特別注視区域¹⁶として指定し、区域内の土地や建物の利用状況などの調査を行っている。この区域内の土地などが、重要施設や国境

離島などの機能を阻害する行為（機能阻害行為）の用に供され、または供される明らかなおそれがあると認めるときは、土地などの利用者に対し、機能阻害行為の中止などの勧告・命令を行うこととされている。

防衛関係施設（自衛隊や在日米軍の施設）としては、これまでの公示では395か所の区域が指定されており、内閣府は、2024年12月に2023年度の区域内における土地などの取得状況を公表¹⁷している。

同法は、防衛関係施設の機能発揮を万全にする観点からも大きな意義があり、防衛省としては、内閣府と連携し、適切に対応していくこととしている。

4 水産物の消費拡大に向けた取組

2023年の東京電力福島第一原子力発電所におけるアルプスALPS処理水¹⁸の海洋放出に伴い、中国などは、わが国の水産物の輸入規制強化などの措置を行った。これを受け、政府として、全国の水産業を支援するため、「水産業を守る」政策パッケージを示した。防衛省・自衛隊においても、わが国の水産物の消費拡大に積極的に取り組んでいる。

¹³ 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律

¹⁴ 防衛関係施設（自衛隊施設、在日米軍施設）、海上保安庁の施設、生活関連施設。

¹⁵ 重要施設の周囲おおむね1,000メートルの区域内、国境離島などの区域内の区域で、その区域内にある土地、建物が機能阻害行為の用に供されることを特に防止する必要があるもの。

¹⁶ 注視区域のうち、重要施設や国境離島などの機能が特に重要、またはその機能を阻害することが容易なものであって、ほかの重要施設や国境離島などによるその機能の代替が困難であるもの。

¹⁷ 2023年度の区域内における土地などの取得総数は16,862筆個であり、そのうち外国人や外国系法人による取得は371筆個（総数の2.2%）。

¹⁸ 東京電力福島第一原子力発電所で発生した放射性物質を含む汚染水について、トリチウム以外の放射性物質を、規制基準を満たすまで浄化した水。